

第十三回 参議院農林委員会會議録第四十四号

(七八三)

昭和二十七年六月二日(月曜日)午後一時四十二分開会

委員の異動

五月三十日委員駒井藤平君辞任につき、その補欠として鈴木福平君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 羽生 三七君
理事 西山 亀七君
加賀 操君
山崎 恒君
岡村文四郎君

委員

池田宇右衛門君
北村 一男君
白波瀬米吉君
宮本 邦彦君
飯島通次郎君
片柳 眞吉君
島村 軍次君
三浦 辰雄君
小林 孝平君
三橋八次郎君
小林 亦治君
松永 義雄君

政府委員

農林省農政局長 小倉 武一君

事務局側

常任委員 倉田 吉雄君
会専門員

説明員

食糧庁総務 白井 勇君
部検査課長

本日の會議に付した事件

○農産物検査法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○農産物検査法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○農業災害補償法臨時特例法案(内閣提出、衆議院送付)

○農業共済基金法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(羽生三七君) それではこれより委員会を開きます。

日程の都合で最初に農産物検査法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案についてはお諮りいたします。その補欠として鈴木福平君を議長において指名した。

○委員長(白井勇君) 只今の御質問に

つきましては、御承知の通り、包

詰し、御承知の通り、包

詰し、御承知の通り、包

詰し、御承知の通り、包

詰し、御承知の通り、包

詰し、御承知の通り、包

れが實際に行われない。末端ではやは

りその前の従来の通りの規格でやる、

こういふことになっておるのでありま

して、非常に農家がこのために実情に

合わないで困っているのではありません

か。この点については食糧庁はどうか

ふうに考えておられるのかという点を

お尋ねいたします。

○説明員(白井勇君) 只今の御質問に

つきましては、御承知の通り、包

詰し、御承知の通り、包

詰し、御承知の通り、包

詰し、御承知の通り、包

詰し、御承知の通り、包

詰し、御承知の通り、包

ら今も申しました通りに、これは非常

に農民といつたものでは長らくからの慣

習もあり、むしろ地方によりましては

特色のあるような面もある地帯

がありまして、私のほうにおきま

してはそういう目標を示しております

けれども、現状におきまして必ず細

部に亘りましてでも従来の慣行を無

視いたしました、示しました規格通り

にしなければならぬというような厳格

な措置は講じておりませんので、ど

こまでもその地方の実情というものに即

応いたしまして、むしろそういう慣行

が適当であるというような地帯であり

ますれば、できるだけそれに適するよ

うに、更に私のほうで示しております

型のものが最も本来理想的であるとい

うようなことになりました。これは、

御承知の通り、包

山あたりでは非常にこのために農家は

困つておる。而も今検査課長が言われ

たように、非常にその通帳というものが

融通性のあるように話されましたが

けれども、地方では非常に厳重なもので

あるというようにこれを受取つており

ますから、一つ正式の文書で各地方に

今申された点を十分徹底できるように

通帳を出して頂きたい、こういうふう

に思います。

○説明員(白井勇君) 従来會議なり或

いは文書を以てまして連絡をいたして

おるはずであります。なお只今のお

話のように末端におきまして徹底しな

い点がありますれば、更に私どものほう

におきまして、文書なり或いはその

他適當な方法によりまして十分趣旨の

徹底をするように善処いたしたいと思

います。

一

横繩の外れという面からいたしまして、四本が二本がけは別といたしまして、ただそのものが極く近間の加工工場等に動くというようなことで、そこまでも必要ないというような面が、ときにはつきりいたしまして、これは又現地とよく連絡いたしまして、できるだけ余り煩瑣な苦勞をかけなくて、いいように措置いたしたいと思ひます。

○銀島連次郎君 重ねて特にお願ひを申上げておきたいのですが、例へば群馬のことに限つて考えますと、御承知のように群馬には日清、日本、昭和等の四大製粉工場が県内に四つの工場を持つてゐる。従つて県内で生産した小麦は殆んどその工場に入つてしまひますし、大麥にいたしても大きな精麦工場が県内にありますので、縦繩をかけようになつて以来、農家がその煩瑣の点で悩まされてゐることは想像以上であります。これが一点、もう一つは、受取つた製粉工場ではどうかといひますと、これは一々縦繩に關しては嫌で以て切り取らなければ手で手ほどきなんかしてゐる余餘がないというのが実情でありますので、加工業者も生産者も共に縦繩を外してくれという問題が、今年始まつた問題でなしに数年来繰返されておられますので、今年の麦から折角統制を外されたのを機会に縦繩もついでに外してもらいたい、こういうことなんです。これは是非お願いしたい、と思ひます。

○説明員(白井勇君) 群馬のことはまだ私どものほうから調べておりませんが、調査しました上で善処したいと思ひます。

思ひますが、ただ私も従来加工業者の方面から聞いておられますのは割合に近間の場合も縦繩をとるというところをいひますと、どうも輸送の途中におきまして無理がかかりまして、結局来るまでに脱漏するという面がありまして、そういうことがありますが、買ひます場合も或る程度そういうことを含めまして値引きしたような恰好で買ひざるを得ないというやうなことで、私どもにおきましてはやはり農家の手取りというものをできるだけ考えなければいけませんから、今のお話のように實際群馬の場合におきまして、なくても十分事が足りるやうな状態がありますればこれは一つ考えられると思ひますが、よく一つ研究したいと思います。

○松永義雄君 前々から当委員会が研究の対象となつたこの農産物検査料を下げると、若し下げるとすればどういふ影響が来るのですか。

○説明員(白井勇君) これは過日長官からもお話があつたかと思ひますが、やはり検査には相當の人手なり経費がかかるわけでありまして、それがなくなるといふことになりまして、或るいは又減額されるということになりますれば、それだけの経費というものは検査だけの收支から見れば一応立つて行けないというやうな恰好にもなるわけであらうと、こう考へております。できるだけやはり検査費はかかる実費程度のものはどこかで負担をせざるを得ないわけでありまして、そういうことで最小限度の経費は、これは一般会計で負担するということになりますれば別であります。現状におきまして手数料を以て賄つて行く従来のよう

なやはり行き方が適當ではなからうかと、こう考へておられるわけでありまして、○松永義雄君 そうすると、独立採算制という言葉をおかしければ、もういつたやうな收支を合せて行くという考へ方、こういうことですか。

○説明員(白井勇君) 去年農産物検査法を私たちが事務的に大蔵省と折衝いたしました場合に、今年以上にやはり財政問題が非常に中心になつて論ぜられておりましたやうな状態でありまして、事務当局に事務的に私たちがお話を申上げます場合には、どうしましてこの農産物の検査料というものは、やはり農民のために国でやつて行くことが正しい、それには財政上におきましては、手数料というものを最小限度に取るわけでありまして、これは財政の負担というものを別個に當てないといふお話をいたしまして、まあ十分とはいへなかつたのでございまして、さういふことではあればまあ國營の検査でいいのじやないかといふことで話合ひになつたのでありまして、當時は今お話のように検査関係におきましては、最小限度のものを、その手数料で賄つて行くといふやうな、こういうやうな考へ方で話を進めました次第であります。

○松永義雄君 これは政務次官にお尋ねすべきことも知れませんが、一応御出席がないのでお答え願ひたいと思ひますが、私のあなたの方に反對するの、例へば米が上れば労働者の生活が苦しくなる、米を下げれば労働者の生活を幾らか軽減するといふか、案にさせると農民が苦しむ、ややもすれば物価の面から農民と労働者を対立させているといふた感があるものであります。農

民のためであるから手数料を取る、手数料という言葉を聞けば、それは手数料だから取つて然るべきだ、こういう議論はもとより成り立つのでありますけれども、その根本に流れておる農民の財政状況といふか、暮しといふものが困難なときに、たとえそれがいい手数料制度であらうと、手数料という理論に合つても、それは無理ではないかといふことになれば、さうした手数料を取らんほうがいいのではないかと、それが考へられるのであります。

そこであなたのお言葉では手数料を取らなければ勘定が成り立たない、或る方面へ影響が行く、さうおつしやつてに取らなければいけません、さういふやうにお話なさつておると私は聞いておるのであります。さういふ考へ方が私は間違ひであらうと思ふ。氣の毒であるが、農民が現在苦しいから余り手数料を取らないようにしてくれといふことは、大蔵省の關係もあるでしやうけれども、とにかくその点だけで以て私は手数料を下げて、さうして大蔵省に、即ち我々国民が負担をするといふほうへ持つて行くのが然るべきではないかといふふうに私は考へておるのです。これは政務次官と問答すべきことであらうと思ふのですけれども、さういふ私の理論は間違つておるかどうかといふことです。

○説明員(白井勇君) 只今松永先生のお話の通り私どもも考へておるのであります。ただ今申しましたことは、去年の状態におきましては、この農産物の検査といふやうなものにつきましても、大蔵省その他関係方面の十分の御了解を得ることがなかつた困難で

ありまして、統制が外れますれば検査といふものもそれに伴ひまして要らないのじやないか、あたかも商工業品の取扱のやうなふうになつておられるために、折角私たちが生産奨励のために、農産物はやはり日本の状態におきましては検査といふものがありましても生産もできませんし、是非これは必要だといふやうな考へ方を持つておつたわけでありまして、それを進めまする一つの段階として、さういふこの國營検査といふ法案を議會を通して頂きます上におきましては、先ず取りあへずは手数料収入によつて賄つて行くんだと、さういふやうな話合ひで以て行きませんと、初めからこれは一般会計の負担に當てすべきものだといふやうな理想案で参りましたものと受付けられるやうな情勢でなかつたのであります。非常に遺憾でありましたが、手数料収入で賄つて行くという建前をとりました次第でありまして、これは順次財政状態もよくなり、更に又農村に對します一般の助成の対策といふものがとられることが今よりも順次加つて来るやうな情勢になりますれば、手数料といふものはできるだけ安いもの、極端に申しますれば全部一般会計が負担して行くといふやうな建前が最も理想的なものでなからうかといふことにつきましては、私も先生と同じ考へ方を持つてゐる次第であります。

○松永義雄君 もう一点、これは私の考へ方をここで申述べるのもどうかと思ふのですが、よその政党の悪口を言うもの本意じやないから余り名前を挙げたくないのですが、自由主義を徹底させるというならですね、もつと徹底させた、本當に普通の商品と同じやうに

徹底すべきが、これが至当でないか
と思ふ。我々は無論反対です。反対で
すけれども、競争によつていい製品を
作るという考え方をすれば、も
つと徹底した本当の自由主義に持
つて行つたほうがそれが安当じやない
か。中途半端でこれを行つて行くとい
うこと自体が、もうすでにこれは或る
点において国家の権力が加つて行くこ
とが必要であるという考え方を知らず
知らずにそれらのかた／＼は自分で表
明しているのではないか。普通の商品
であるという、サードエイというも
のがあつて、民間の検査があつて、或
いはキャンセルとかいうことが貿易品
において行われている。ところが農民の
場合においては、この間たつた一言食糧
庁長官の言われた、農民は弱者である、
こういうお言葉からすると、どうい
うのは何も頭が足りないとか、どうい
うふうな……経済力の弱者であるから、
だからその経済力を補うために、延い
ては再生産のためにどうしたつてこれ
は保護政策を加えて行かなければなら
ない。この考えは今日の段階において
もなおこれを強ひ推し進めて行くべき
ものだと考えております。先ほどあな
たの御答弁によつて、そういうちよつ
と似たような考えだけれども、いろいろ
な事情で、こういうお話がありました
から、一応これはあなたとの議論はこ
れで終りたいと思ふのですが、その点
をもう少し農林省としましてはつきり
して、農林大臣においても農民のため
に計らうて行くべきが至当ではないか
というふうに考えている次第でありま
す。一応私の考えを申し上げた次第であ
ります。

○岡村文四郎君 今日誰も責任者は
来てないのですか。

○委員長(羽生三十七君) ちよつと速記
をとめて。

(速記中止)

○委員長(羽生三十七君) 速記を始め
て。

○岡村文四郎君 検査についての手教
料は止むを得んにしても、安いもので
ないと思ふのですが、これで現在の検
査の機構が賄えるというお見込でおや
りになつておられるのかどうか。大体
おおよそ総体の金額は何ぼくらいにな
るかというのを一応お聞きしたい。

○説明員(白井勇君) 検査課長で誠に
失礼であります。この点につきまし
ては、先ほどちよつと申しました
が、はつきり機構的に分離しまして、
独立採算で行くというふうな方針がき
まつてゐるわけでもありません。ただ
大蔵省なり、関係方面に話を進めて参
ります。去年いろいろ折衝いたしま
した場合に、まあ検査をやつて行きま
するにどういふふうな恰好になるかと
いう採算を組みましたのであります。
只今政令できまつております手数料
をこのまま取らして頂きますという
と、輸入食糧等を全部入れまして約総
額で三十五億くらいの金が出て来るわ
けであります。そうしますといふと、
二十七年年度多少變つてゐるかと思
ひますが、去年私たちが計算をいたし
ました場合は、食糧庁の末端の検査官
が大体旅費なり俸給その他のものを入
れまして一人当年間で約十七万四千
の單価になつてゐるようになつた
のであります。そうしますれば、二万人
余りのものがそれによつて養われ得る

という恰好になつたと記憶いたしてお
ります。

○岡村文四郎君 これは私の当らぬ考
えかどうかわれませんが、この見込の
検査料を取れば大体間に合ふものだろ
うと思はれておりますが、実情はそ
れでは足りないことになつて来ていま
と思ふ。これは例へば北海道で申しま
すと、受検協力会というものを組織
して、そうして大体一軒に二円、二円
五十銭、三円取つております。これは
検査料以外ですから、それを出して農
産物検査所のほうではそれをいろいろ
な面に使つてゐるようでございます
が、問題は食糧庁に検査課があること
がどういふはつきりせんのであります。
そこで入つて来る検査料は一般会計に
入つて来るものですから、なか／＼う
まく操作できないので、その方面にか
ぱされて、食糧庁の経費の中に入つ
て来たような恰好になつて、その点が
うま／＼ないので、これは独立して他
に検査課といふものをどこかに設ける
ほうが安当じやないかという気がして
ゐるが、その点どうお考えになつて
いるか、お聞きしたいと思ふ。

○説明員(白井勇君) その点につきま
しては、過日島村先生の御質問に對し
まして、長官からはつきり御説明があ
つたやうであります。私から申上げる
ものなにもと思ひますが、筋といたし
ましては、やはり将来そういう恰好に
行くべきものと思ふ。で、米の供出が
或る段階におきましては管理との関係
もありまして、又時期としまして尙早
でないか、こういうふうな考え方を持
つてゐるわけでありまして。

○岡村文四郎君 終ります。

○小林亦治君 すでに御説明はあつた
と思ふのですが、本法案の必要性は、
これは私も認めるのですが、この行政
の建前としては第十一條と二十條に反
對の意見を前面に申上げておいたと思
ふのですが、それに付まつて参考
のためにもう一遍伺つておきたいと
思ひますが、第一番目に、この検査
手数料といふものは米麦と両方どの
くらいあるものかということ。そ
れから第二番目に、検査に携つておる
これらの総人員がどのくらいあるか。最
後に、この手数料が減額せられた場合
に、その人員にどういふ一休行政上の
減減があるか、この三点を伺つておき
たいと思ひます。

○説明員(白井勇君) 麦におきまし
て、大体原麦関係だけ併せまして五億
円であります。現在の政令の手給料二
十四そのまゝをお認め願へますれば五
億四であります。それから米を仮に取
るといたしますれば十六億から十七億
ぐらゐの間に考へております。それか
ら職員といひましては、この前の行
政整理の結果、総体として二万八
千人余りぐらゐに今なつております。
そのうち、末端におきまして検査のみ
に従事いたしておりますものは、まだ
私のほうにおきましてはつきりつか
らんだ資料がないのであります。この
前の行政整理前の三万人余りの場合に
おきまして、約二万三千人といふこと
に抑えておりました。これは近く資料
がまとまると思ひますが、整理後の人
員につきましては今のところまだ上つ
て来ておりません。それから仮に今二
十億の料金を下げるとなりますとい
うと、これは下げ方によるわけであり
ますが、今申しましたように五億円

ばかりの手給料になりますので、仮
に五円を下げましても、まあそこに單
価十七万円としますれば、七百人見当
のものが減員せざるを得ないというよ
うな結果にならうと思ひます。

○小林亦治君 そうしますと検査手
給料の十六、七億といふのは米だけで
ございすか。麦の五億を加えてさうな
るのですか。

○説明員(白井勇君) 今申しましたの
は米だけであります。米は御承知の通
りまだ取る段階にないわけでありま
すが、仮に取つたといひますとその見
当であります。そのほかに麦が五億で
す。

○小林亦治君 そうですか、わかりま
した。

○委員長(羽生三十七君) ちよつと私
からもこれはお尋ねしますが、この会計
が将来政府の一般会計における負担と
いうことになれば、又問題は別です
が、現在の状況で進行する場合にお
いて、例へば表裏の検査手数料を
できる限り減額処置を講ずるといふこと
になつた場合に、今の職員の問題もあ
るでしようが、将来米のほうの、米の
手数料を取る場合に、米のほうは値上
りになる。手数料が値上りになるとい
うことは起らないのですか。つまりも
う一つ申上げますが、つまり政府の一
般会計において負担するといふ建前が
行われない限りにおいてです。

○説明員(白井勇君) これはあれでござ
います。御承知の通り去年一応法
案を御審議願ひます場合に、事務当局
の案といひましては、米が二十五円
という考え方を持つておりましたので
すが、それをまあ議員提出の関係で高
いといふことで二十四に抑えられまし

た。当初米は二十五円で、麦が二十円です。それから、米麦の釣り合いは一応とれておつたわけでありますが、そういう関係からしまして米麦が一致いたしまして、二十四円ということ、誠にこれはおかしいのじやないか、こういうことになりました。わけでありまして、若し委員長さんのお話のように、仮に必要経費だけで賄つて行くということになります。逆に米のほうを多少上げて頂かなければ採算がとれないというふうな恰好になるのではないかと思います。

○山崎恒君 この人員の問題ですが、現在非常勤の臨時職員を恐らくこの検査員は採用している点があると思ふのですが、その辺はどの程度の臨時職員を将来あれるか、一つお聞かせ願ひたいと思ひます。

○説明員(白井勇君) 私はまあ、今食糧庁全体の臨時職員はやつぱりよくと予算も員数も記憶にありませんのでわかりませんが、相当探つております。時期的なものもありますし、それからまあ、年間を通じては極く安いもので働いてもらつてゐる者も相当あるわけでありまして、今度の追加品目だけにしましては、大体延べで三千人くらいに見えておるものと思ひます。

○山崎恒君 その臨時職員の三千人に對するところの予算の見込はどのくらいでありますか、それをお聞かせ願ひたい。

○説明員(白井勇君) 今の三千人と申しましたのは、誤解があるといけませんからもう一遍繰返しておきます。これは今度追加いたします十二品目だけにつきます臨時職員であります。これはもう要しますに、この職員は

別に採らないで、農村におります、十二品目につきましたのいろ／＼の検査関係の専門家みたいな者がおりますから、できるだけそういう者を雇ひ入れまして、それで検査をやつてもらふ、こういう考えであります。これは大体月七千円の見込で組んでおります。

○山崎恒君 今度追加される十二品目に対する臨時職員は、将来身分の安定はどうなるのか、そのお見込を一つお聞かせ願ひたい。

○説明員(白井勇君) これは御承知の通り、そういう臨時職員と申しますものは、この特産物につきましての、ただ特殊の技術を持つておられるとか、或いは非常にその品目そのものが出廻り最盛期に、普通の現在の正規の職員でやつて行けないというふうな過渡期の場合に使うだけのものであります。これはやはり将来ともそういう恰好のものにならうかと思ひます。で、申上げるまでもないわけでありまして、検査につきましてはやはり全般を通じてそういう面が相当あるわけでありまして。

○山崎恒君 そうしますと、それは時期的臨時職員であつて、いわば検査員の嘱託、農林省のこの検査事務に携わるところの嘱託というふうな形で、何か採用するといふようなことになるのであります。その点を一つ……。

○説明員(白井勇君) はい、そのであります。

○山崎恒君 問題の中心は、本法案のいろ／＼意見を照し詰めますというところ、検査手数料の問題が、現在事実どの方面から見ても、二十円は高いという

のが今までの各委員のいろ／＼発言せられた意見の中心であらうと思ふのであります。これを減らすことによつて七百人くらい……、それは無論五円減らせば七百人という只今の御答弁ですが、仮りに五円減らして七百人減員するといふようなことになるのです。が、そうなるというとな全般的に国全体の事務的には相当大きな支障があるかどうか、その点を一つお聞かせ願ひたいと思ひます。

○説明員(白井勇君) 御承知の通り、現在管理業務もやつておられるし、検査のみをやるにいたしましたものは、御承知の通り統制が外れましたものは、すぐその検査のよし悪しによりまして市場に反映して参ります。今度又麦も外れますわけでありまして、今までのように一手に政府に收納され、その收納検査に或る程度の不適正さがありまして、それが大きい食糧でかぶつてゐるような面が非常に薄れて来るわけでありまして、今の職員を以てすれば検査らしい適正な検査をやつて参ります上におきまして、御覽の通り末端は非常に繁雑さを加へまして過勞な業務に終つておる状態でありまして。今ここで百人でも五十人でも人員が減るといふようなことは、私たちがいたしましては到底考えられないところであります。

○飯島達次郎君 今山崎さんの御質問に關連した問題で、今年の統制が外れた動きに關しては、私どもも知る範圍で、昨年の麦までは集合検査で、指定倉庫の前まで農民が持ち出して来た検査を勵行して来たわけですが、今年からはもうすでに開始されつつあると思ひますけれども、殆んど庭先検査ということ

にやつて参りますので、従来の検査人では恐らく到底農家のそういう需要に應じ切れないことはもう明らかです。従つて臨時職員を増加せざる限り、今年の検査は私は勵行できないだらうと思ふ。だからそういう現実を以てすれば、予算に組まれた所定の経費が仮に所定の検査手数料で上つて参つたとしても、これは必ず不足分、つまり赤字が出て来ると思ふ。ですからこれはまあそういう点から考えれば、検査手数料による或る程度の検査職員に對する経費への充當といふことは、もうすぐで私は今年は大きく破れて来ると思ふのです。ですからそういう現実から考へると、検査手数料の一俵について五円や十円下げたことによつて出て来る赤字を、そう私は苦慮される必要はないだらう。どうせこれは赤字が出ることはだけは明らかです。そういう機械に今年の食糧の經理は立たされておるわけですが、何も大蔵省と昨年の予算折衝のときとさういふ約束がしてあるからと言つて、そういうことは、何も一年前の古いことにとらわれて、今年の現実を無視されるといふのは余りに考へがまあ正直過ぎるような気がするの

で、そこいら検査課長一人の責任において背負われる必要は私はない問題ではないかといふふうに考へるので、まあ要は國營検査の第一條に規定されておるうちに、これは飽くまで検査法の目的を完遂するために、こういう經理上の不釣合が出て来たのだといふことを正々堂々と説明されれば、私は大蔵省は喜んでこれは呑みだらうと思ひます。又そういうことを呑みしむることが、皆様の國營検査について欣然これに協賛を與えたややはり衆参両院にお

ける農林委員会の審議であつたといふふうに私は解するわけですから、その点は余り拘泥をなさらないほうが私は全体的ためではないかといふふうに考へます。まあ一応希望を兼ねて申上げます。

○説明員(白井勇君) 御注意の通りであります。私もそのつもりではござります。けれども、ただどういふようであるが、私たちが去年この法案が出た場合の事務者の立場をいたしましては、関係方面におきましては、必ずそういう手数料の問題といふものがすぐ出て来るのであつて、これは非常に厄介な法案である。むしろこれは自治検査にやらせたいではないかといふふうな、まあ曾つて非常に強い反対意見がありました。それからいろ／＼お話を申上げました経過もありますので、まあ爰は今年初めて外れまして第一回目手数料でもありますので、事務當局といたしましては、その辺のこともよくお考えを願ひまして、御処理を願ひますれば非常に有難いと思ひます。

○委員長(羽生三七君) 速記をとめて下さい。

○委員長(羽生三七君) 速記を始めて。農産物検査法の一部を改正する法律案の質疑は本日はこの程度にいたしまして、次に農業災害補償法関係の諸法律案についてなお引続き質疑を願ふことにいたします。

○岡村文四郎君 現在審議をしております農業災害法の三法に直接関係があまりませんが、私は今から質疑をすることがやがて基準になり、それによつてやがては起ると思ひますから、その根

本から御質問申上ります。局長に主としてお聞きしたいと思つておりますが、局長が現在の日本の農業協同組合というものをどういふ観点で一体見ておるか。又今の農村で農業協同組合はどういふ立場になつてはならんし、今後どういふ立場に置かなければならんと思つておられるか、まあそれを一つ聞きたい。

○政府委員(小倉武一君) 御質問の意味が必ずしも的確にわかりかねるのですけれども、私の理解するところで申上りますと、協同組合の制度はその組織から申しましても、事業から申しましても、農業団体としていろいろな機能がある。それは又そういういろいろな機能、事業を通じて、農民経済乃至農村経済の向上に役立つ、こういう制度の建前になつております。又現に理想にはなお遠いと思ひますけれども、各方面でそういう役割を演じております。かような組合制度の理想又現実から脱みまして、そういう方向に我々としても組合の発達を援助する、或いは助成をするといったようなことが必要だと、かように考へておる次第であります。

○岡村文四郎君 現在の日本の農業協同組合の大半が以上が非常な経営不振になつておりました。最近再建整備も行われておるわけですが、あれで農業協同組合を再建するといふことにはならんのであります。そこで何とか方法をして資金を保有する、或いは外に出る金を村内にためておく、県外に出る金を県内にためるといふ策を大いに考へなければならんと思ふので

あります。政府においては再建整備ではないから長期の低利の金を相当に出すのでなければいかん。もともと再建整備法を作る前に初めは長期低利の金を出さずともやつたのが、あつて持つて行かれた、あれで一応事が済んでおるのであります。政府は非常にそれが大きな援助になつてゐるかにでも協同組合が立ち直りをするよりなことも言つておられますし、聞いておりますが、そんなものではないわけでありまして、そこで農政局長としてお聞きしたいのは、非常に大事なことを置いて片手落ち指導をしておると私は思ふのであります。そこで率直に申上りますと、四月の二十三日附の農政局長の通牒は災害補償法によりする……組合宛に出したと思ふのであります。それが同じような方法で協同組合を指導しておるかどうか。それを先ずお聞きしたい。

○政府委員(小倉武一君) 只今お話の通牒でございますが、これは長期共済につきましても、計画があり、又若干仕事を始めているようなところもありませんが、そこに過ちがあつてはいないといふ趣旨で申上つて、長期共済につきましても、基礎を與へまして、それに成るべく則つて仕事が行くように考へたいと、かように思つておるのです。さういふ趣旨で通牒を出したのであります。特に定期預金共済と申しますか、かようなことになりまといふと、これはなか／＼むずかしい問題もあるやうに思ひますので、その定期預金といふやうなものにつきましても、協同組合といつたやうな金融機関と連絡をとりまして農業資金の総合的な利用に資し

得られるようにするといふやうなことも加味いたしまして、そういうことをいたしたのでございます。勿論協同組合自体がこういうことをおやりになることは非常に結構でございますし、そういう問題があらますれば同じやうな趣旨で以て指導したい、かように考へております。

○岡村文四郎君 單なる事務的指導だと、こういうことをおつしやつていりますが、單なる事務的ではございませぬ。そこで問題はこういうことを考へておるものですか。非常な間違ひが起るのか或いは郵政省であるとかいふのなら、これは何をするかわからんと申上げてよからうと思ひます。ところが真に受持つておる責任者の農政局長がこういう片手落ちをしておくもので、それから非常に世の中はいけません。そこでもう一つと戻りして聞きますと、一任任意共済組合といふのはどういふものでか。何を任意共済組合といふものは考へておるか、それを一つ聞かんといふわけはない。

○政府委員(小倉武一君) 任意共済と我々が考へておりますのは、組合が自主的に協同組合としてやると共済事業であるといふふうに考へております。○岡村文四郎君 それなら一方的に指導するのは一体どういふわけか。それから農業保険課に任意共済の指導をするべき職員を四名も置いておつてやるつておるやうだが、それすると協同組合にも同じやうに四名職員を置いておるのかどうか。それをお聞きしたい。

○政府委員(小倉武一君) 協同組合下において任意共済と申しますか、組合の共済をやつておる人員の數でござ

います。的確に私も記憶いたしておりませんが、二、三人恐らく關係をいたしておるやうに思つております。

○岡村文四郎君 嘘を言つてはいけません。二、三人おりはしません。そこで問題は農村がこれだけ困つておるから、これを何とか資金保有をさして、それで協同組合の事業がうまく行くようにしてやろうといふのでなければ、よそのほうへ一方的に指導するからこゝろいふことができて来る。そこでまだあります。問題は、二十六年の二月二十七日に農政局長の通牒を以て、別途監督規定が必要であり、近くこれが整備をする予定である、取りあへず右の事項を留意して指導に当れと、こゝろ書いてあるのですが、別途の監督規定ができてやつておられるかどうか。それもお聞きしたいと思ふ。

○政府委員(小倉武一君) お話のやうに協同組合の任意共済につきましても、協同組合の共済事業につきましても、特別の規定は未だ整備されておられません。その点をどうするかといふことは、なか／＼これは共済制度全体の問題と関連して考へなければならんことかと存じておるのであります。

○岡村文四郎君 それなら一方的に走り／＼通牒を出すのは一体どういふわけか。何もさうしなくても、本筋は協同組合が本筋なんだ。ところがその当時さういふことにならなかつて、一方的に走つて行つてそのまゝになつておるわけなんだ。我々は一生懸命に何とか協同組合のことを心配してやつておつても何にもならない。大事な肝腎の農政局長が偏頗なことばかりやるもので、それから一方的に進んで来てるやいなですか。そういうことをしておい

て、大きなことを言つてこまかしてはいけません。本質を違へないで指導すべき農政局長が間違つた指導をして、一方的にやるからさうなつておる。こゝろいふこれは任意共済ですか。誰でもいひわけなす、それが建前ですか。それをさういふので、一方的なことをやるから、非常な間違ひを生じていけなくなる。殊に、例へば農政局長としては現在の協同組合の持つております財産がいつ不時の災難に會つてもわからなから、組合の役員は財産保全の建前から相當の時価に對する保険をつけて、さうして一朝事があつても必ず組合の財産に支障がないやうにしておくといふことはこれは當然であるが、それをやつたかどうか。それもお聞きしたい。

○政府委員(小倉武一君) 今のお尋ねの点につきましても、通牒といつたものはないかと思ひますが、御懸念の点は全く同感でございます。そういうつもりで指導はいたしておるつもりであります。

○岡村文四郎君 同感なら余計なことをしてないで同感のことを先ず進めなければいかんやないか。そこで現在幾つもありまして、幾つて方法がつかなく、僅かな保険金で再建もしない、解散をするより方法がつかん。今の建物は、組合の建物らしい建物をやりますと、少くとも百万、百五十万、二百万といふことになつておりました。ところがあなたが指示されたものについて見ると、建物一棟について三十万以上とつてはならんといふやうな、さういふ本質を忘れた指導をするやうなことでもして、一任農政局長としての職責が果たせぬ。それを遺憾としてやつておるのには、農村

生命をかけておる。本当に我々がやるべき仕事は、何かの事故のために思うように行かなかつたという場合には、単なる申訳ないというだけでは済まぬと思う。それですから言うことも強い。この始末をどう一体するか、とにかくお聞きしたい。

○政府委員(小倉武一君) 任意共済につきましても、これは御指摘の通りです。自主的な仕事ですから現在の制度で以て協同組合もやり得るようになっておるし、共済組合もやり得ることになっておるのであります。これは勿論自主的にやつて頂くことであつて、役所がどちらをどうするということとは成るべく差控えたいというふうに考えております。併しながら、と申しましたも、両団体が全く重複して仕事をやるということになりますことは不経済なことにもなりますから、おのずから事業分野について何らかの線を引くということも当然考えられてゐるのであります。農林省といつたしましては、これは従来から協同組合の建物は協同組合、農家の建物は共済組合といつたようなことでどうかということをお考えしておりますが、そのまゝそれを実行するということは、今日に至るまで実はでき得ない事情になつておるのであります。併し農協の建物につきましても、お説のように組合がやるということについては、我々は少しも異論を差挟んでおりませんし、そういう趣旨で指導いたして参つておるのであります。それから本年の四月の二十三日の通牒でございますが、これも現に制度としてやり得ることになつておりますし、又やるということについては、その事業がくまなく行くようにするというのが、これ又行政をやつておる者の責任

でございますので、さういふ意味で指導いたしておる次第でありまして、特にこれによつて共済組合のほうの事業の活動化を図つて、協同組合のほうの事業の発展を阻害するといつたような趣旨は全然ないのであります。

○岡村文四郎君 答弁することが違つてからいけないのです。そこで任意共済はどつちも引いてないとおつしやる。どつちがやつてもいいと言ふ、あなたは一向やらんと言ふが、さうじゃない。これを見ると、第三番目に「共済基金は共済額を最高として一棟当り三十万円を超えてはならない。従来の建物共済については貸賃価格の制度が廃止されたからこれによる」と書いてある。そのあとの文句を見ると、第六番目に「特殊建物共済を奨励しようとする農業共済組合連合会は共済掛金率の利率、事業実績の方針等を明らかにする資料を添えて農政局長の認証を受ける」と書いてある。それまでやつておるじゃないか。なぜ一体同じような指導を協同組合にせんかと言ふのです。一つもしておらない。さうして苦しまぎれにつべこべ嘘ばかり言つちや駄目なんです。そこで共済組合が大事なのか、協同組合が大事なのか、それを聞こうと思つても、それも縁にわからない。今の世の中に誰に聞いて見ても、恐らく農業に多少の知識を持つておられるかたは、共済組合さへよければ農業協同組合はどうでもよろしいと、さう言ふ人は一人だつてないと思ひます。局長だけなんだ。その頼りにしておる局長がそれで一体どうなる。小笠原と相談して、あなたもおつしやるように農家の建物は線を引いてそつちでやれ、協同組合はこつちでやれ

と、それは何も任意じゃございません。強制加入なんです。そんなことを任意と考えておるのは間違ひなんだ。それはどつちに行つても結構です。我々は決して任意共済のものをどつちにせいとは考えておりません。それを一方的に指導をして一方的にやるべきだと思つておるのには間違ひがある。殊に農家の、前申上げましたように資金のこの枯渇しておるときに、十

万円でも、二十万円でも、百万円でも百五十万円でも任意に保有することが最も現在の農協の急務であります。災害さえなければ、その金は一年でも、一年半でも、二年でも溜まつております。さういふことを考えないで、さうしてやつておられることに疑義もあり、非常に困つた状態なんです。さういふ任意共済という名を付けて、農家についてはそつちでやれ、協同組合というものはそつちでやれ。さういふ指図を一体どうしてするか、それをお聞きしたい。そんなことができると思つておるのかどうか、任意という建前からいつて。お聞きしよう。

○政府委員(小倉武一君) さういふ線申上げておるのではなくて、さういふ考え方が従来農林省にあつたと、併しそれを実現することにはなつておらないといふことを御参考にお申上げたので、筋を申しますれば、仰せのように任意共済ですから、どちらをおやりになつてもかまわない、両々相持つて共済事業がうまく行くといふことが、これが理想であることは申すまでもないのであります。それから只今のこの四月二十三日の通牒のことでございますが、この金額の制限というのは農家の建物

といふことを主眼にして考えておるのであります。組合の建物までも考えてやつておる趣旨ではございませぬので、従つて金額もさうな限度に抑えておるわけでございます。なお局長の承認を得るというようないたししておりますのは、長期共済のことでございます。長期共済の運営といふことについては、相当のこれは監督を必要とするといふ意味で、承認を要するといふことにはいたしております。これによつてこれを堂々と、大々的にやるといふことよりも、非常に地道に監督してやつておるのであります。協同組合のほうにおきまして、例えば協同組合の建物といつたようなもの、その他についてさういふ御計画がございますなら、これは事業の監督といつたような面からは、同じようなことで取扱ひたいと思ひます。さういふにいたしたいと思ひます。

○岡村文四郎君 御計画もありません。わがかりませんが、ちやんと出しておる。そこでさういふことでなしに、あなたのほうのお話をお聞きするといふと、念のために出したと、さういふ好なんです。積極的に、一方的に指導をしておることに誤りがある。これはもうその証憑なんです。だから局長やつてみなくても結構だから、協同組合にもおやりになるなら、さういふ趣旨でやつたらどうだといふことを出したらどうですか。なぜ出さなかつたか。どういふわけ……。それはきつと一方的にやろうと思つて出ないのであつて、同じ通牒を出せばいい。もとくからそれをしないためにさういふ結果になる。さうしたらいいといふ一つの

例だといふお話がありました。が、農家のほうはそつちのほうで、協同組合はこつちのほうで、さういふまじらわしいことをやつてもらわなくても、ひとりではそれはきまることなんです。それを一方的に指導するからさういふ結果が出る。絶対に駄目です。それで農政局長の職責が動まつておると思つておるかどうか。我々はそんな甘いことをお聞きしておりません。今日までさういふことを言ひません。私は現在全国農業協同組合連合会の会長をやつております。これは止を得ないとしておる。仕方がないから、どうにもならんからさあ、さういふので今やつております。そんな卑しい考えでやつておりません。併しながら農業協同組合のことにについては、誰よりも人後に落ちない、生命をかけてやつております。あなたがたのように、大事な農業協同組合を、一番肝腎な局長であるところの責任者が、まるで遊びごとにしてやつておる。さうしておやりになるなら又なにします。冗談じゃないです。やるべきものなんです。やらすようにするのがあるあなたの職責なんです。それをやらないでおいで何です。一体誰がやります。さういふことをやれと、さう示すのがあなたの局長としての職責なんです。それができなかつたら果して局長であるかどうかといふことです。余りにも一方的に曲げて考えておるからさういふ結果が出る。私は今度北海道へ歸つて、北海道の様子を見て、本当に残念でした。さういふくだらない役人が日本におるからこんな結果になります。あなたがたは内閣の役人ではございませぬ、さういふ間違つたことを

じてどういふ責任をとるかをお聞きしよう。

○政府委員(小倉武一君) 先ほどの通牒は間違つておるとは存じておりません。

○岡村文四郎君 全体的責任なんです。指導すべきことは指導しないで、余計なことをしたその責任なんだ。農林で農業協同組合を何とかして盛り立てて行かなければならぬということも知らんのだ。それも知らないで農政局長ができましたか。今の世の中に、日本の農業の発展には、農業協同組合を強くする以外に途はないと思いません。それをやらないで、人に言われればつべこべと逃げればかりおつて、そうして曲つた指導をして、それで日本の農民に迷惑をかける。どこにでも行つて聞いて御覧なさい。任意共済の掛金を各府県に割当て、そうして否応なしに取つておる、一戸何ぼとして。そうして不幸にして焼ければ、焼けたときには見舞金だと称して、共済金は拂わん。農業者というものは実に窮乏ですから、こういう通牒が行つたらもう何のことはない、これは忠実にやつております。それはすぐに流す。私も局長通牒というのに関しては余り関心を持つておりません。併しながら農協はそうでない。三つも四つも通牒を出しておる。その通牒の一方、相手方の協同組合には一つも来ておりません。それですから今度の基金法でもお聞きをしました。これらがその内容なんです。基金法でもこれが百姓から十五億取ろうとするその計画が一つも農林省のものを考えているものでない。そこで大蔵省が認めぬという話を聞きまして、認めなければあなたにやつて

もらわなくても、ちゃんとやる人はおられます。それでこれを取らうとしておる。おまけに又法人をこしらえて、そうして人を集めて、そこで又飯を食つておる人もおるらしい。冗談じやないですよ。百姓を食うことだ。十五億集めても利子を返すとも書いてないし、配当するとも書いてありません。何かもう少し、繰返して言うように、農林省以外の役人がすれば、我々も諦めなす、止むを得ないと思つて。農家のためになるような、日本の農業のためになることができなかったら、どうです、考えたら……。弱いことでは駄目です。あなたにやなくともです。決してできないことをやれとは申し上げません。一方的に指導して迷惑をかける、そうして下のほうは仕方なしにやつておる現状なのだ、今後これをどうする。私は、全部今までの通牒を取消してもらいたいと思つて。それができなかつたら、一応お聞きします。

○政府委員(小倉武一君) 取消すつもりはございません。

○岡村文四郎君 取消することができなかつたら責任をおとりなさい。こういう不当なことをしておいて、(横着なことを言わせるな「徹底的にやれ」全部部そうだ農林官僚は、横着な」と呼ぶ者あり) 農林官僚は、そこでばやくそ言うように、何と言つたつて官僚なんです。我々はそれを是正しようと思つて随分やつた。農林省の知から国会へ出て来た者はできるだけ援助しようと考えておる。局長も農林畑に育つた人なんです。ところが情ないかな官僚育ちなんだ。私どもは農林省に対して、そりやかましく言つておるの、ただ農林省一局のために言つたりしているの

じやない。それをどういふことをし、そうしてやろうとすることに誤りがある。そんならもう一度聞くが、これがいいと思つておるかどうか。非常にいいことをやつたと、こりやなくちやならんと、こり思つておるかどうか。

○政府委員(小倉武一君) 共済のことについてのお尋ねだと思つてますが、これは建前としては、私はどちらかといへば望ましいことだと思つておる。たゞ仕事は長期の共済でございすから、それをいたしますには若干の、普通の共済以上の注意が要る、こりういふことであります。

○岡村文四郎君 それでは、これを何でもやりなさいと、こりしてやりなさいといふことなんです。それなら、なせ一方的にするかといふことなんだ。一方的にやつておることに誤りがある。同じように出せばよろしい。そうすれば何も文句はない。それを一方的にやることは間違ひだ。農林官僚の歪められた考え方なんだ。それには歪められる人がおります。ここには申しませんが、知つております。最近来た課長に、農林省におつたが歪められておる。それじや困る。こりういふ間違ひた行政を行なつて、こりしてさうつとして又これが誤つておつたとも考えておらんやうだ。私は非常に不敏ながら全農協の会長をしておりますから言ひたいと思つておりました。僕が言つたんじやおかしいと思ひますから、同僚の聞えも余り感心したものじやない。こりう思つておりました。こりういふことを誰も気が付いてやつてくれな。これで止むを得ない、何でも審議を打切つて、二、三日中にきめたい

というお話、これは大変だ。これでは涙を呑んで馬鹿を斬つて今日はやらざるを得ない。こりういふ考えの下に全部の法案を進めて来ておられます。こりういふ間違ひた考え、強制加入のもの、任意加入のもの、と混同して考えて、強制加入のものの赤字を任意共済で埋めようといふ算段よりほかは何ものもなし。北海道で真つ二つに割つて部屋まで別にしておつても、やもするとやはり任意共済に食われそうになる。それは収入が少いから当然のことなんです。あれだけおつてもさうですから、それ以外の所ではどういふことをされては間違ひない。こりういふことをされては駄目なんです。強制加入といふのは、どうでも何でも加入しなくちやならん。任意加入なら入りたければ入ればいい。こりやないやで入らなくちやない。こりうで強制加入の人が任意加入を食ふことになる。そんな不都合なことはありません。現にやつておる。それを涼しい顔をして進めておる。こりういふことには、農家から一銭でも……、農家に迷惑をかけるに、農家に負担をさせないやうに考へてもらひませんか、年々少しづつよくなりかけておつた農業経済はどん／＼没落いたして行きます。考へる根本がおかしい。ですから今になつて取消するのがいやなら、同じものを全部協同組合に出しますか。三つありますよ。三つ通牒が……。現に今日もやられたものが……。同じものを協同組合に出して指導するかどうか。今後協同組合をどう一体指導するか、それをお聞きしたい。農林の預金、生命保険、簡易生命積立金は大体年々といふと五百億

です。それを少しでも農林にとめ置くようにしたいというのが我々の念願なんです。それを邪魔するものは農林省の農政局なんです。こりうして一体黙つておられます。あなたがたに金融の話をしてもそれは通りません。併しながらそれくらゐのことはわかると思ふ。農林の金は成るだけ農林に保有して、こりうして農林を助けて行こう。不時の災難があつた場合には、少しではあるが、共済といふ名目でお互いに救つて行こう。今までの誤つた指導をこりうして取返すか、御答弁願う。

○政府委員(小倉武一君) 農家の建物の共済につきましては、勿論現在の制度ではどちらがやるべきだといふ話にはなりませんので、ただ役所の行政としては、やはり只今のところは農家の建物につきましては、共済組合のほうで、一般の府県においては若干進んでおるやうでございすので、従つてこりういふ計画を建てて参ります。こりういふ計画について、遺憾なきを期するための手続をいたしておるのであります。積極的にこの問題のあるところ、協同組合を圧して共済組合を進出させるというやうなつもりで指導はいたしておられません。従つてその間の事情が支障なければ協同組合でやりになつて勿論結構でございすし、こりういふ場合には必要な通牒は、共済組合関係に発したと同じ趣旨、同じ要領に準じまして通牒すべきであるといふやうに思ひます。

○岡村文四郎君 最初の指導が悪いからこりうなつておるということがわかりませんか。最初の指導……。こりうで今頃どうこりう言ふよりも、最初が大事なんだ、ところが、こりうしてしまつて、

又今後これをやろうと指導しておるもの、それをおやりにするのなら、そこに考へる誤差がある。おやりにするのならおやりにしない。こうやらなければ農村の資金は農村に保有されません。私は何もお金のことを言うのじやありません。いつ来るかわからぬ災難を、多少なりとも負担の軽減をするという事で、どこかにやるものを農村で保有したい。今生命共済でやつておる。北海道では輸送共済でやつておる。農産物は全部輸送共済でやつておることにきめておる、それは保険会社がやるのだから、そうすると全部損害になつておるから、それを單協に戻してやる、こういう建前です。それを指導しないで放つておいて、それをして最初からこういうふうに指導して来ておるから、当然こうやるのが当り前だ、それを是なりとして、そうしてやつておることが、農林省のやることかどうかというのです。今日の話によつて、明日は次官なり、大臣がおいででありましたから、その方面……に。それで今日は局長に對することだけを聞きしておる。それ以上には進んでおられません。あなたの話しておるところでは、この間も堂々と協同組合の建物は六十億取つておりました、そのときに私は待つておつたのであります。これは非常に危険なことでもありますから、何とか別途の方法をしなければならぬと心配しておりました、こう言ふかと思つたら、堂々とやつて、如何にも手柄のように六十億取つておりました、こういう話であります。そのときに本當は言いたかつたが、まあまあと思つて堪えたが、冗談しやない。一朝事があつたらどうします。九

州の壹岐、對馬の協同組合はどうなりました。あなたがたの管轄ですよ。その責任者ですよ。協同組合が誤ることのないように、そうしてうまく指導して行くべき責任者なんです。それを忘れて一体どうなります。又忘れたのも結構だ。黙つておればそれでいいのです。それをよそのほうに指導してやらしておいて、まだ涼しい顔をしておる。自分で自分がやつておることがいいような話をしておる。誤つておるにもほどがある。常に日本の農村はそういう誤つた官僚のためにここまで廢げられて來ておることがわからないと困る。我々は伊達に出て來てはおられません。それを少しでも、何ぼでも、その誤つて廢げられて來たその百姓の苦勞を、できることならば、幾らかの力でも添えて、そしてやつてみて行くという決心で來ておるわけなんです。何にも望みは持つておりません。農林省は我々の考へと呼応して、同じような気分で行くべきだというのが、農林省といふその省の性格でなければならぬはずなんだ。それをよその事のように考へておつて、そして不備なような指導をやつておる。まあ何ぼ言つても、どうも時が明きませんから、一応ここで……。あとは責任者にお尋ねします。

○池田宇右衛門君 只今岡村さんから非常に農林協同組合の強化策についての農林當局への御質問でございまして、私が、私も感心してその趣旨を聞いておりましたが、そのお言葉の中に長野県の協同組合は、あらゆる観点から非常に進んでおるというふうなお言葉がございまして、委員長もお知り通り、長野県におきまるところの経済通といふ、総合している連合会ですら三億に近い赤字を生じている。その一例を見ましても、今日の状態を以ていたして行けば、協同組合は弱体の一途を迎へるということは争えない事実であります。そこで六九年八月の長い間アメリカ側の占領下において、日本の農村を理解してないかたが日本の農村を指導した。そこで農林省はこれが指図によつて、只今御指摘のような、農村としつくり行かないところの部面が現われて來た。ここで今日一番大切なことは、農村を中心として育成して行くところの農林協同組合の強化策は、いわゆるその農村の健全安定化であつて、ここに大きな重点を置いて、今後我々は出発しなければならぬ。同時に農林當局も協同組合の今日のような指導では手ぬるい。なぜ手ぬるいかと言へば、農林協同組合の指導の間に、周囲の環境から農村が弱体化してしまふというふうな恐るべき状態に入りつつあることは、今の言葉で農政局長初め、農政局の当事者もおわかりであらうと思ひますが、併しながらその問題はなか／＼重大な問題でありまして、でき得べくんば共済組合と農業協同組合のこの二つにおいて、只今御指摘の通り、資金は協同組合に重点をいたしましてそこに置きまして、協同組合を通じて農村の農家の個人のかた／＼の健全化を図らなければならぬ状態であることは論を待たないのでございまして、さうな重大な問題だから委員長においてよろしく、各委員の質疑応答はなお続行せられることであらうと思ひますけれども、今こそ新しい日本の出発に、或いは新しい農村の建設に重大關係があることであるか

ら、委員長理事会でもお聞き下さるか、或いは慎重にお進め下さるか、その一切を挙げて委員長に私どもはこれを要望し、又農政局長及び農政局當局は今こそ十分に調査、研究と、新しい決意を奮起することを強く要望いたします。私はこの本日の継続に對してはこれこれ言ひませんが、新しい出発に對して、委員長理事会においても相当研究をして頂くことを要望いたします。

○委員長(羽生三十七君) ちよつと速記をとめて下さい。

(速記中止)

○委員長(羽生三十七君) 速記を始め

本日はこの程度で散会いたします。

午後三時三十九分散会

五月三十日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、農業共済事業資金融通法案(衆議院通過)

一、農業共済事業資金融通法案(農林省提出)

(目的)

第一條 この法律は、農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)による農業共済組合連合会の保険収支の長期均衡性にかんがみ、農作物共済、畜産共済及び家畜共済について、その保険金の支拂に必要資金を融通し、もつて農業災害補償事業の健全な運営を図ることを目的とする。

(資金の貸付)

第二條 政府は、前條に掲げる目的を達成するため、政令の定めるところにより、農業共済組合連合会(以下「連合会」といふ)に對し、

毎年度予算の範囲内において、左に掲げる資金を貸し付けることができる。

一 農作物共済に係る保険金の支拂に必要とする資金

二 畜産共済に係る保険金の支拂に必要とする資金

三 家畜共済に係る保険金の支拂に必要とする資金

(貸付の條件)

第三條 前條の規定により貸し付ける資金(以下「貸付金」といふ)の貸付の方法、利率並びに期限及び元利金の回収の方法は、政令で定める。

(貸付金の使途の規正)

第四條 連合会は、貸付金を貸付の目的以外の目的に使用してはならない。

2 政府は、連合会が前項の規定に違反して貸付金を他の目的に使用したときは、政令の定めるところにより、当該連合会に對し、貸付金の弁済期前の償還、違約金の納付その他の措置をとるべきことを命ずることが出来る。

(業務の委託)

第五條 政府は、農林中央金庫その他主務大臣の指定する金融機関に對し、省令の定めるところにより、その業務の一部を委託することとができる。

2 政府は、前項の規定により業務の一部を委託しようとする場合においては、当該業務の委託を受ける者(以下「受託者」といふ)の受託業務に関する準則を省令で定めなければならない。

- 3 受託者たる金融機関の役員又は職員であつて第一項の規定による委託業務に従事する者は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の規定の適用については、これを法令により公務に従事する職員とみなす。
- 4 農林中央金庫は、農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）第十六條の規定にかかわらず、第一項の規定による業務を行い、及び資金の貸付に基く国の債権につき債務の保証をすることが出来る。（農業共済事業資金融通審議会）
第六條 この法律の適正な運用を図るため、農林省に農業共済事業資金融通審議会（以下「審議会」といふ。）を置く。
- 2 審議会は、農林大臣の諮問に依り、農業共済事業資金の融通に關する重要事項を審議する。
- 3 審議会、農業共済事業資金の融通に關し、農林大臣に隨時意見を述べることが出来る。
- 4 審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。（報告及び検査）
第七條 政府は、必要があると認めるときは、連合会若しくは受託者に対して報告をさせ、又はその職員をして連合会若しくは受託者の業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。但し、連合会に対しては貸付金をもつて行ふ事業の範囲内、受託者に対しては当該委託業務の範囲内に限る。
- 2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。（主務大臣）
第八條 この法律における主務大臣は、農林大臣及び大蔵大臣とする。
- （特別会計の設置）
第九條 この法律の規定により政府が資金の融通を行うため、農業共済事業資金融通特別会計を設置する。（罰則）
第十條 連合会又は受託者たる金融機関の役員若しくは職員が、第七條の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、三万円以下の罰金に処する。
- 附 則
1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 農林省設置法（昭和二十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。
第七條第十三号の四を第十三号の六とし、第十三号の三の次に次の二号を加える。
十三の四 農業共済事業資金を融通すること。
十三の五 農業共済事業資金融通特別会計の經理を行うこと。

第三十四條第一項中農業共済再保險審査会の部の次に次のように加える。

農業共済事業資金融通審議会	農業共済法（昭和 年法律第 号）による資金融通に關する重要事項を審議すること。
---------------	---

- 8 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。
第十二條第一項第八号を第九号とし、以下一号ずつ繰り下げ同項第七号の次に次の一号を加える。
八 農業共済事業資金を融通すること。